

# 令和4年第26回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年9月15日(木) 午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時30分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官  
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長  
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長  
前田警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

3 議題事項

公安委員会宛ての苦情に対する回答(警務部)

警察本部から、公安委員会宛ての苦情に対する回答案の説明がなされた。

### 委員

事前に説明を受けており、このとおり決裁する。

県民に対しては、丁寧で親身な対応に心掛けていただきたい。

4 報告事項

- 会計年度任用職員等の共済組合制度適用と互助会加入(警務部)
- 管区警察局による管区監察の受監結果(令和4年度第1回)(警務部)
- 氷ノ山遭難救助訓練の実施(生活安全部)
- 令和4年秋の全国交通安全運動の実施(交通部)

(1) 会計年度任用職員等の共済組合制度適用と互助会加入（警務部）

**警察本部**

地方公務員等共済組合法の一部改正により、会計年度任用職員及び情報通信部の短時間再任用職員が、本年10月1日から、警察共済組合鳥取県支部の組合員となることに併せて、鳥取県警察職員互助会の規定により、互助会の会員ともなる。

その効果として、会計年度任用職員等の方々には、充実した各種福利厚生事業の適用を受けていただくことができるようになる。

**委員**

福利厚生の拡充は職員の士気向上につながり、大変素晴らしいことだと思う。

(2) 管区警察局による管区監察の受監結果（令和4年度第1回）（警務部）

警察本部から、令和4年度第1回の管区警察局による管区監察の受監結果について報告があった。

**委員**

引き続き、ハラスメントの問題などについてしっかり教養を行っていただきたい。

**委員**

交番等に対する監察実施結果の中で、施設外は環境整理されており、不要な物件は放置されていないとあるが、放置事例としては、どのようなものがあるか。

**警察本部**

資機材が乱雑に置かれているとか、出入口に近い所に放置してあるといったことが考えられる。

**委員**

環境整理は、警察に関するイメージに大きく影響するので、管区監察で指摘がなかったということは、県警察の監察がきちんとなされているということだと思う。

**委員**

指導事項及び助言事項がなかったのは、非常に良いことだと思う。

ハラスメントに関しては、ベテランの人ほど、無意識にそのような言動をして

しまうことがあるので、教養をしっかりと行い、ハラスメントがあった場合はすぐに声が挙げられる職場環境が大切である。

交番、駐在所については、基本をおろそかにせず、しっかり監察を行い、県民が見ておかしいと思われぬようにしていただきたい。

### (3) 氷ノ山遭難救助訓練の実施（生活安全部）

#### 警察本部

氷ノ山は、八頭郡若桜町と兵庫県養父市の県境に位置しており、中国地方では大山に次いで第2の高峰である。初心者コースがあり、多くの登山者が訪れている。

氷ノ山遭難救助訓練は、各種装備資機材の取扱要領の習得のほか、関係機関相互の連携強化を目的として行っている。過去5年の山岳遭難発生状況は、令和3年が4件、令和4年が8月末現在で3件となっており、関係機関との合同訓練は今回で2回目となる。

訓練は、9月7日に実施した。訓練参加者は、警察のほか、鳥取県東部広域行政管理組合八頭消防署、鳥取県危機管理局危機対策・情報課及び若桜町で、合計32人が参加した。警察からは、山岳遭難救助技術の向上を目指し浜村以東の警察署が参加した。

訓練は、山岳救助活動の基礎教養のほか、資機材の取扱訓練、想定に基づいた実践的な訓練を実施した。参加者からは、「山岳装備資機材の取扱いを学ぶことができ、正しい知識を持つことの大切さがわかった。」、「関係機関との連携の重要性を改めて感じた。」などの意見があった。

過去5年間の山岳遭難の発生状況は、8件、14人で、うち6件が県外の方、2件が県内の方であった。令和4年中は8月末現在で3件、4人で、いずれも県外の方であった。

引き続き、訓練や県外の方に対する広報などにより、山岳遭難防止対策を進めていく。

#### 委員

有事の際には、このような訓練が役立つと思う。

#### 委員

引き続き、関係機関と連携しながら、登山届の提出のPRや遭難救助訓練を実施していただきたい。

### (4) 令和4年秋の全国交通安全運動の実施（交通部）

## 交通部長

9月21日から9月30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施される。秋口は、日没の早まりとともに夕暮れや夜間にかけての交通事故が増加する傾向にある。飲酒運転等の悪質な運転による交通事故が依然として発生していることや自転車乗用中の負傷者のうち高齢者が多い傾向にあることなどから、子どもと高齢者の交通事故防止、前照灯の早期点灯、自転車の交通ルールの遵守等を県民に呼びかけ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図ることを目的として行う。

運動重点は、子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保など3項目で、期間中の交通安全日は9月30日に設定している。新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら、各警察署において出発式等が予定されている。

運動重点に沿った取組として、子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保関係では、保育園、小学校での交通安全教室のほか、高齢者施設においても交通安全講習を実施する予定である。また、智頭警察署では交通安全を呼びかけるオリジナルの歌と踊りを制作したので、署員及び管内の保育園児による歌と踊りをSNS等を活用して広く広報する予定としている。夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶関係では、交通安全ピカピカ作戦と銘打って、関係機関・団体の参加者と合同で反射材用品を着用した参加者による街頭広報を行う。飲酒運転の根絶関係では、繁華街等における飲酒運転根絶広報のほか、酒類販売店に対して、飲酒運転防止協力街頭広報を実施することとしている。自転車の交通ルール遵守の徹底関係では、中学校、高校における自転車指導のほか、通勤、通学時間帯における自転車安全利用街頭広報を実施する。

## 委員

県民の安全意識が高まるような運動期間にしていきたい。

飲酒運転はなかなか無くならないが、全国では、悲惨な事故が起きているので、重大事故が起こる前に検挙していただきたい。

## 委員

交通安全運動期間中は、色々な機会での広報が行われる。新聞、テレビのほか、若い方たちにも届くように、SNS等も活用して広報していただきたい。

## 委員

秋は、夕暮れ時の事故に特に気を付けなければいけないと思う。

この交通安全運動をしっかりと広報していただきたい。

## 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 2 聴聞

交通指導課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 3 事前説明

- ・公安委員会宛ての苦情に対する回答
- ・会計年度任用職員等の共済組合制度適用と互助会加入

## 4 報告事項

- ・「ポリストリプルアイ」説明
- ・監察報告
- ・留置管理関係

## 5 決裁

- ・公安委員会規則の一部改正
- ・特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長

## 6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

## 7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。